毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

目　次

ページ

規　則

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……（人事課）　238
○食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則……（食品衛生課）　238
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　238

告　示

○一般競争入札による道有財産（土地）の売り払い……（管財課）　239
○公募抽選による道有財産（土地）の売り払い……（管財課）　239
○大沼国定公園に関する公園事業の一部決定……（自然環境課）　240
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活振興課）　240
○平成15年度（第32回）採石業務管理者試験の実施……（資源エネルギー課）　241
○大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）の届出……（地域産業課）　241
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　242
○特定第２号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認……（水産経営課）　242
○区域内特定養殖業者に係る共済契約の締結についての同意の確認……（水産経営課）　242
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　242
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　243
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　243
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　243
○道路の供用の開始……（道路整備課）　243
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　243
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防災害課）　244
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行（３件）……（都市環境課）　244
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更……（都市環境課）　245

公　告

○公募型プロポーザルの実施……（人事課）　245
○公募型プロポーザルの実施……（男女平等参画推進室）　246
○公募型プロポーザルの実施……（建設情報課）　246

支庁告示

○平成15年度種馬鈴しょ集荷販売業者の登録……　247
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（３件）……　247

道選挙管理委員会告示

○渡島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の期日……　248
○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等…　248
○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所……　248
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の期日……　248
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等……　248
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所……　248
○北海道議会議員選挙函館市選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定……　248

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示

○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所……　252
○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所……　252
○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人数の制限……　252

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示

○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所……　252
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所……　252
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人数の制限……　252

道公安委員会告示

○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施……　252
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施……　254

道函館方面公安委員会告示

○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施……　255
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施……　256

道旭川方面公安委員会告示

○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施……　258
○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施……　259

道釧路方面公安委員会告示
○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施…… 260
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施…… 262
道北見方面公安委員会告示
○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施…… 263
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施…… 264

公布された規則のあらまし

◇北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第104号）

趣旨及び内容

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第40号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成15年８月29日とすることとした。

◇食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第105号）

趣旨及び内容

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成15年北海道条例第49号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成15年８月29日とすることとした。

◇北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第106号）

1　趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2　内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、年0.65パーセントとあるものを年0.4パーセントに引き下げることとした（第２条第２項の表関係）。

3　施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年７月18日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規　　則

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第104号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第40号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成15年８月29日とする。

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第105号

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成15年北海道条例第49号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成15年８月29日とする。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第106号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中「年0.65パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年７月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告　　示

北海道告示第1502号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所　在　地　番	面積(㎡)	入　札　執　行　日　時
美唄－３	美唄市東４条北４丁目1091番47	4,120.92	平成15．9.29午前11時30分
芽室－１	芽室町東６条５丁目２番７	3,509.55	同　15．9.30午後１時30分

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

(1)　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

3　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

(1)　美唄－３　　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知支庁総務部会計課管財係
　　電話番号 0126－23－2231　内線 2224

(2)　芽室－１　　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課管財係
　　電話番号 0155－24－3111　内線 2224

4　入札執行の場所

(1)　美唄－３　　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知支庁合同庁舎１階会議室

(2)　芽室－１　　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝合同庁舎４階Ｃ会議室

5　入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の５以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7　契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　美唄－３　　提出期限　平成15年９月24日（水）
　　提出場所　北海道空知支庁総務部会計課管財係

(2)　芽室－１　　提出期限　平成15年９月26日（金）
　　提出場所　北海道十勝支庁総務部会計課管財係

10　入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11　その他

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)　申込者及び落札者がない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1503号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所　在　地　番	地目	面積(㎡)	売払価格	抽　選　日　時
芦　別－１	芦別市北４条西１丁目４番２	宅地	432.81	4,620,000円	平成15．9.26午後１時30分
芦　別－２	芦別市北４条西１丁目４番10	宅地	432.81	4,620,000円	同　午後２時
滝　川－１	滝川市朝日町西３丁目126番57	宅地	229.08	3,300,000円	同　午後２時30分
滝　川－２	滝川市朝日町西３丁目126番64	宅地	229.08	3,300,000円	同　午後３時
滝　川－３	滝川市朝日町西３丁目126番65	宅地	229.08	3,300,000円	同　午後３時30分
岩見沢－１	岩見沢市桜木１条６丁目46番２	宅地	279.61	4,180,000円	同　15．9.29午前９時30分
岩見沢－２	岩見沢市桜木１条６丁目46番３	宅地	279.61	3,980,000円	同　午前10時

岩見沢－３	岩見沢市桜木１条６丁目46番４	宅地	279.60	3,980,000円	平成15．9.29午前10時30分
岩見沢－４	岩見沢市９条東８丁目４番６	宅地	299.62	4,610,000円	同　　午前11時

2　応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3　応募の条件

(1)　応募区画数は、１世帯（１事業者）につき１区画とする。

(2)　応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3)　買受者は、土地の引渡しの日から５年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4)　買受者は、土地の引渡しの日から５年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。

(5)　買受者は、土地の引渡しの日から５年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6)　北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7)　北海道は、買受者が土地の引渡しの日から５年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8)　買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4　応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

岩見沢市８条西５丁目　北海道空知支庁総務部会計課管財係

電話番号 0126－23－2231　内線 2224

5　公募抽選の場所

(1)　芦別－１～２及び滝川－１～３　滝川市緑町２丁目３－31　北海道滝川保健所会議室

(2)　岩見沢－１～４　　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知支庁合同庁舎１階会議室

6　公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

提出期限　平成15年９月24日（水）

提出場所　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知支庁総務部会計課管財係

電話番号 0126－23－2231　内線 2224

7　買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が１名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が２名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9　抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1504号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第７条第４項の規定に基づき、大沼国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び渡島支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

道路（歩道）

路線名	起点及び終点
北海道自然歩道線	起点　茅部郡森町（赤井川・国定公園境界） 終点　亀田郡七飯町（大沼峠・国定公園境界） 終点　亀田郡七飯町（大沼公園駅前） 起点　亀田郡七飯町（仁山・国定公園境界） 終点　亀田郡七飯町（峠下・国定公園境界）

北海道告示第1505号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（北海道バーバリアンズラグビーフットボールクラブにあっては役員及び会議に関する事項の変更、ふれあいライラックの会及び福祉村創成会にあっては役員に関する変更、北海道エヌピーオーサポートセンターにあっては目的、名称、特定非営利活動に係る事業、役員、会議、会計、その他の事業及び解散に関する事項の変更、エヌピーオー推進北海道会議にあっては目的、名称、特定非営利活動に係る事業、役員、会議、会計、事業年度、その他の事業及び解散に関する事項の変更、北海道たすけあいワーカーズにあっては役員及びその他の事業に関する変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
北海道バーバリアンズラグビーフットボールクラブ	田尻　稲雄	札幌市中央区北10条西24丁目３番地	この法人は、子どもから大人までラグビーフットボールをこよなく愛する方や、ラグビーフットボールに限らず広くスポーツを愛する方々に対し、地域における活動の場の提供や、その他支援のための事業並びにスポーツを通じたボランティア活動を行うことにより、北海道におけるスポーツの普及と振興に寄与することを目的とする。	平成15．6.27
ふれあいライラックの会	片倉　弘之	岩見沢市栄町１丁目３番地20	この法人は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域の高齢者等に対する施設介護サービスやその他の在宅福祉サービス等の提供を行い、もって地域の福祉増進に寄与することを目的とする。	同　15．6.30
福祉村創成会	藤井　伸一	古宇郡神恵内村大字神恵内村字大川116番地１	この法人は、住民参加により高齢者や障害者の方々に対し、自立した社会生活をおくるための支援活動、生活環境整備事業及び地域振興事業を行うことにより、地域社会における福祉の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	同
北海道エヌピーオーサポートセンター	杉山さかゑ	札幌市中央区南2条西10丁目1000番地２　クワガタビル２Ｆ	この法人は、非営利の市民活動団体（ＮＰＯ）相互の情報交換や連携をとるための支援、新たに特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）を作ろうとする団体及び個人の支援、及び特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）への活動支援を行うことを目的とする。	同
エヌピーオー推進北海道会議	田口　晃	札幌市中央区南2条西10丁目1000番地２　クワガタビル２Ｆ	この法人は、非営利の市民活動団体が発展する為の社会的環境を整備することを目的とする。	同
北海道たすけあいワーカーズ	谷川　礼子	札幌市白石区本通４丁目南８番27号	この法人は、地域に目を向け、地域でともに生きる福祉を目指し、自立支援サービスを通してたすけあいのしくみを作ることを目的とします。	同

北海道告示第1506号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第１項の規定により、平成15年度（第32回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　試験期日及び試験時間　　平成15年10月10日（金）午前10時から正午まで

2　試験地及び試験場所

(1)　試験地　　札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市

(2)　試験場所　　受験票により受験者に通知する。

3　試験科目

(1)　岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2)　岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

4　受験願書提出先　　受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働（観光）課に提出すること。

5　受付期間及び受付時間　　平成15年９月１日（月）から22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時15分まで。なお、郵送等の場合は、平成15年９月22日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

6　提出書類

(1)　受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号）様式第９によること。）

(2)　写真（縦５㎝、横４㎝とし、受験願書提出前６か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

7　受験手数料　　受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。

8　その他　　受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働（観光）課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第1507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月26日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド苫小牧店　苫小牧市永福町１－２－１

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機　代表取締役　山田　昇　群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機　代表取締役　山田　昇　群馬県前橋市日吉町４丁目40番地の11

(4)　大規模小売店舗の新設をする日　平成16年４月14日

(5)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　2,330㎡

(6)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　175台

イ　駐輪場の収容台数　16台

ウ　荷さばき施設の面積　279㎡

エ　廃棄物等の保管施設の容量　105㎥

(7)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前10時　閉店時刻　午後９時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時45分から午後９時15分まで

ウ　駐車場の自動車の出入口の数　５箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前９時から午後９時まで

２　届出年月日　平成15年８月13日

３　届出書等の縦覧

(1)　縦覧場所　北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2)　縦覧期間　平成15年８月26日(火)から12月26日(金)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3)　縦覧時間　午前８時45分から午後５時15分まで

(4)　そ の 他　縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については苫小牧市へ問い合わせること。

北海道告示第1508号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年８月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
上音更	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁
相和	畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	同
共和	ほ場整備［担い手育成型］（区画整理、農業用用排水、暗きょ）	同　胆振支庁

北海道告示第1509号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第２号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第２項の規定による同意があったものと認める。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

区域	区分
落部	秋さけ定置漁業
八雲	秋さけ定置漁業

北海道告示第1510号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の６第３項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の６第１項の規定による同意があったものと認める。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

ほたて養殖業　木古内

北海道告示第1511号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　山越郡長万部町字共立301・303（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、301の２、302、字美畑159・173・字蕨岱347（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、353、字双葉351、352

２　指　定　の　目　的　水源のかん養

３　指　定　施　業　要　件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蕨岱353・字双葉352（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、351、字美畑159、173、字共立301、301の２、302、303

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1512号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　亀田郡恵山町字女那川407の39

２　保安林として指定された目的　公衆の保健

３　解　除　の　理　由　指定理由の消滅

北海道告示第1513号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除に係る保安林の所在場所　小樽市朝里川温泉１丁目546の１・546の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　水源のかん養

３　解　除　の　理　由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　増毛郡増毛町岩老552の３（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

３　解　除　の　理　由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　嘉多山卯原内停車場線	網走市字卯原内196番２地先から網走市字卯原内197番１地先まで	平成15．9．4

北海道告示第1516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　道道
2　路　線　名　枝幸音威子府線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
枝幸郡歌登町毛登別1526番19地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別21番１地先まで	前	20.80ｍから 56.00ｍまで	975.00ｍ	――
枝幸郡歌登町毛登別1526番19地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別753番地先まで	前	29.00ｍから 100.10ｍまで	864.00ｍ	一般国道275号 重複Ｌ＝18.20ｍ
枝幸郡歌登町毛登別1526番19地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別21番１地先まで	後	29.00ｍから 100.10ｍまで	899.00ｍ	一般国道275号 重複Ｌ＝10.79ｍ
枝幸郡歌登町毛登別3016番１地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別95番21地先まで	後	9.00ｍから 9.00ｍまで	1,093.50ｍ	――

北海道告示第1517号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

室蘭市天神町４急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱８号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱８号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	町	地番	標柱番号
室蘭市	天神町	271番28	1
同	同	271番23	2
同	同	271番23地先国有地	3
同	同	271番２	4、5、6、7、8

北海道告示第1518号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業（３・４・103号本通富岡線、３・３・19号放射１号線及び３・４・107号桐花通）
2　施行者の名称　北海道
3　事務所の所在地及び名称　函館市美原４丁目６番16号　北海道函館土木現業所
4　事業地の所在
　収用の部分　函館市昭和２丁目、亀田本町及び富岡町１丁目地内

北海道告示第1519号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業（３・３・211号中島中央通及び３・３・207号一般国道37号）
2　施行者の名称　北海道
3　事務所の所在地及び名称　室蘭市幸町９番11号　北海道室蘭土木現業所
4　事業地の所在
　収用の部分　室蘭市中島町１丁目地内

北海道告示第1520号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道網走土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業（３・４・61号永山駅前通）
(2)　施行者の名称　北海道
(3)　事務所の所在地及び名称　旭川市永山６条19丁目303番地　北海道旭川土木現業所
(4)　事業地の所在
　収用の部分　旭川市永山１条19丁目、永山１条20丁目、永山２条19丁目及び永山２条20丁目地内

2(1) 都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業（３・３・15号永隆橋通）
(2) 施行者の名称　北海道
(3) 事務所の所在地及び名称　旭川市永山６条19丁目303番地　北海道旭川土木現業所
(4) 事業地の所在
収用の部分　旭川市宮前通西、神楽１条８丁目、神楽２条８丁目、神楽１条９丁目及び神楽２条９丁目地内

北海道告示第1521号

都市計画事業の施行に当たり、その事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業（３・３・303号登別温泉通及び３・５・322号登別温泉中央通）
2 施行者の名称　北海道
3 事務所の所在地及び名称　室蘭市幸町９番11号　北海道室蘭土木現業所
4 事業地の所在
(1) 収用の部分　平成13年北海道開発局告示第110号の事業地において登別温泉町地内の事業地を変更する。
(2) 使用の部分　登別市登別温泉町地内

公　　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年８月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 業務概要
(1) 業務名　人事給与システム整備業務
(2) 業務内容　人事給与システムの再構築を図る基本設計及びシステム開発業務を委託する。
(3) 履行期限　平成16年３月25日（木）
2 参加資格及び審査基準
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 道の「情報システムの開発に関する競争入札参加資格業者」として登録されている者であること。
イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
ウ 過去２年間に官公庁又は民間企業と本業務に類似する業務について、システム設計、システム開発又はシステム運用のいずれかの業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。
(2) プロポーザルの特定に係る審査基準
ア 事業者の開発実績、業務処理体制等
イ 基本設計　a システムの概要
b システム開発計画
c システムの運用・保守管理
3 手続等
(1) 担当部課　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総務部人事課
電話番号 011－231－4111　内線 22－170（人事担当）又は22－174（給与担当）
ファクシミリ 011－221－6399
メールアドレス somu.jinji10@pref.hokkaido.jp
(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
ア 交付期間　平成15年８月26日（火）から９月４日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前９時から午後５時まで）
イ 交付場所　(1)に同じ。
ウ 交付方法　直接交付する（郵送等はしない。）。
(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限　平成15年９月４日（木）午後５時
イ 提出場所　(1)に同じ。
ウ 提出方法　持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限　平成15年９月22日（月）午後５時
イ 提出場所　(1)に同じ。
ウ 提出方法　持参すること。
4 その他
(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否　要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)に同じ。
(4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。ただし、提出数が10を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
(5) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。
(6) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成15年８月26日
北海道知事　高　橋　はるみ

1　業務概要
(1) 業 務 名　平成15年度男女平等参画情報誌「ともろう」制作業務
(2) 業務内容　様々な分野で生き生きと活躍している女性にスポットをあて、女性にエールを送るとともに、男女平等参画社会の実現に一人ひとりが考えるきっかけを提供することを目的として発行する情報誌の制作業務を委託する。
(3) 履行期限　平成16年２月10日（火）
2　参加資格及び選定基準
(1) 企画提案書の提出者に要求する資格
ア　過去２年間（平成13年度又は14年度）に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある法人・団体であること。
イ　道内に営業・運営拠点を持つこと。
(2) 選定基準
ア　業務処理能力　本業務を実施するための体制等
イ　誌面内容　特集テーマを含む企画、レイアウト、写真・イラスト、表現力等
3　手続等
(1) 担当部課　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部男女平等参画推進室
電話番号 011－231－4111　内線 24－565
ファクシミリ 011－232－3640
(2) 説明書の交付期間及び交付場所
ア　交付期間　平成15年８月26日（火）から９月２日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前９時から午後５時まで）
イ　交付場所　(1)に同じ。
(3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア　提出期限　平成15年９月３日（水）午後５時必着
イ　提出場所　(1)に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア　提出期限　平成15年９月30日（火）午後５時必着
イ　提出場所　(1)に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
4　その他
(1) 契約書作成の要否　要
(2) 関連情報を入手するための照会先　3(1)に同じ。
(3) その他　詳細は、企画提案説明書による。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成15年８月26日
北海道知事　高　橋　はるみ

1　業務概要
(1) 業 務 名　建設業ステップアップ支援事業委託業務
(2) 業務内容　経営革新に積極的に取組み成長を遂げている建設業者と、建設業経営支援診断指導事業の受診業者で受診の結果何らかの取組を行った建設業者に対して、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、詳細な調査・分析を行い、建設業者が経営戦略を検討するための事例集を作成する。
(3) 履行期限　平成15年３月26日（金）
2　参加資格及び選定基準
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア　民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行する能力を有する者で、道内に本社又は営業所その他これらに準ずる活動の拠点を有する者であること。
イ　原則として過去３年間において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
(2) プロポーザルの選定基準
ア　事業者の適格性
イ　企画提案の妥当性
ウ　雇用条件の適合性
(ア) 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費割合がおおむね８割以上である

こと。

(イ) 事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね４分の３以上であること。

(ウ) 本委託事業で新たに雇用されることとなる予定者の雇用期間はおおむね45日以上であること。

３　手続等

(1) 担当部課　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課
電話番号 011－231－4111　内線 29－723

(2) 企画提案指示書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間　平成15年８月26日（火）から９月２日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。交付期間は、午前９時から午後５時まで）

イ　交付場所　(1)に同じ。

ウ　交付方法　直接交付する（郵送等はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　平成15年９月３日（水）午後５時まで

イ　提出場所　(1)に同じ。

ウ　提出方法　持参すること（郵送等は不可）。

４　その他

(1) 契約書作成の要否　要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　３の(1)に同じ。

(3) その他

ア　プロポーザルに関するヒアリングを行う。

イ　詳細は、企画提案指示書によること。

支　庁　告　示

北海道石狩支庁告示第20号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第７条第１項の規定により、次のとおり平成15年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

平成15年８月26日

北海道石狩支庁長　渡　部　道　博

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷区域
石狩第10号	平成15．8.19	札幌市中央区南１条東５丁目１番地17	三晃化学株式会社	深川市
石狩第11号	同	同　東区北６条東２丁目３番１号	株式会社ジョイフルエーケー	佐呂間町、由仁町及び大樹町
石狩第12号	同	同　白石区流通センター	富士園芸資材株式会社	由仁町

北海道空知支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年８月26日

北海道空知支庁長　佐　藤　　隆

１	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	美唄市西４条北３丁目1490－２　ほか３筆
２	開発許可を受けた者の住所及び氏名	美唄市東６条北８丁目１番３号 近藤建設株式会社　代表取締役　近藤　勝雄
３	開発許可年月日及び番号	平成15年５月23日　空建指第15－４号

北海道網走支庁告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第２項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年８月26日

北海道網走支庁長　毛　利　明　雄

１	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	網走郡女満別町字大成270－１
２	開発許可を受けた者の住所及び氏名	網走郡女満別町西４条５丁目１番27号 女満別町農業協同組合　代表理事組合長　齋藤　純男
３	開発許可年月日及び番号	平成15年３月18日　網建指第14－16号

北海道十勝支庁告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年８月26日

北海道十勝支庁長　近　藤　光　雄

１	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	河西郡中札内村大通６丁目３－１　ほか８筆
２	開発許可を受けた者の住所及び氏名	帯広市西５条南34丁目12番地 株式会社いちまるカンパニー　代表取締役　加藤　裕功
３	開発許可年月日及び番号	平成14年４月３日　十建指第15－１号指令

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第93条第２項の規定により、渡島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を、次のとおり行う。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

１　選　挙　期　日　　平成15年９月４日
２　選挙すべき委員の数　　１人

北海道選挙管理委員会告示第96号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

選挙長		左の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
函館市湯川町１丁目１番８号	浅沼榮一	函館市志海苔町210番地の１	菊地健悦

北海道選挙管理委員会告示第97号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

１　選挙会の日時　　平成15年９月５日　午後４時
２　選挙会の場所　　函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎３階入札室

北海道選挙管理委員会告示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第93条第２項の規定により、釧路十勝海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を、次のとおり行う。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

１　選　挙　期　日　　平成15年９月４日
２　選挙すべき委員の数　　１人

北海道選挙管理委員会告示第99号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

選挙長		左の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
釧路市寿２丁目６番９号	大山勝男	釧路市寿２丁目５番５号	田名部　清

北海道選挙管理委員会告示第100号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

１　選挙会の日時　　平成15年９月５日　午後３時
２　選挙会の場所　　釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局１階会議室

北海道選挙管理委員会告示第101号

平成15年４月13日執行の北海道議会議員選挙函館市選挙区における当選の効力につき、異議申出人帰山一弥から提起のあった異議の申出に対し、次のとおり決定した。

平成15年８月26日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

決　定　書

北海道函館市桔梗２丁目27番14号
異議申出人　帰山一弥（70歳）

上記異議申出人から平成15年４月18日付けで提起された平成15年４月13日執行の北海道議会議員選挙函館市選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主　文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、平成15年４月13日執行の北海道議会議員選挙

函館市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、当選人日高令子（以下「日高候補」という。）の当選は無効とする旨の決定を求めるものである。その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1　本件選挙における最下位当選人と次点者との得票数の差はわずかに16票であるが、無効投票数2,205票中に畠山博（以下「畠山候補」という。）と判別できる票が多数含まれている可能性がある。

2　本件選挙の当選人の中に斉藤博がおり、また次点者に畠山博がいることから、「博」又は「ひろし」の票が一票もないのは考えられない。

3　本件選挙において、選挙人は本来、「畠山博」又は「はたけやまひろし」と書くべきところ、「はたけひろし」若しくは「しろし」又は「はたやまひろし」若しくは「すろし」と記入されているものが、無効投票の中に当然あり得る。

決　定　の　理　由

1　当委員会は、本件異議の申出を適法なものと認め、これを受理した。

また、函館市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、本件選挙の選挙録その他の関係書類の提出を求め、これを調査するとともに、平成15年６月27日、市委員会が保管する本件選挙の全投票について職権により提出を求め、市委員会及び申出人の立ち会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認の後、全ての投票の開披点検を行い、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

なお、本件選挙の選挙録によれば、本件選挙は定数６に対し10人が立候補し、開票の結果、日高候補の得票数を13,440票、畠山候補の得票数を13,424票とし、日高候補を最下位当選者と決定している。

⑴　当委員会の開披点検で、まず、各候補者別の得票数及び無効投票数が選挙録の記載のとおりであるか確認した結果、畠山候補及び候補者松尾正寿（以下「松尾候補」という。）の得票において、いずれも、選挙録記載の得票数からそれぞれ１票不足していることを確認した。

なお、無効投票数については、選挙録の記載内容と一致していることを確認した。

⑵　次に、各候補者の有効投票について他の候補者の有効投票とすべき投票あるいは無効とすべき投票が混入していないかを確認するとともに、無効投票については各候補者の有効投票とすべき投票がないか確認したところ、当委員会において日高候補及び畠山候補に係る投票に関係し、その投票の効力について検討を要すべきものと認めた投票は、別記１から別記４に示したとおりである。

これらの投票のうち、別記１は日高候補又は畠山候補以外の候補者の有効投票の中から、別記２は日高候補の有効投票の中から、別記３は畠山候補の有効投票の中から、別記４は無効投票の中から摘出したものである。

2　以下、これらの投票について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第67条後段の規定に基づき、また、次の判決に示された考え方を参考として、その効力を判断する。

法第67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである（昭和32年９月20日最高裁判所判決、同45年10月23日最高裁判所判決及び同49年12月23日最高裁判所判決（参照））。

⑴　別記１の投票について

別記１－１の投票については本件選挙の候補者横山信一「横山候補」という。）の有効投票から、別記１－２及び別記１－３の投票については同じく候補者斉藤博（以下「斉藤候補」という。）の有効投票から、別記１－４の投票については同じく候補者桜井外治の有効投票からそれぞれ摘出したものである。これらは、「はたけやまひろし」又は「畠山博」と明確に判読できるため、いずれも畠山候補の有効投票と認められる。

⑵　別記２の投票について

①　別記２－１及び別記２－２の投票について

これらの投票については、いずれも選挙会の判断と当委員会の判断に相違はなかった。

②　別記２－３の投票について

この投票は、本件選挙の候補者平出陽子（以下「平出候補」という。）の氏のみを記載した投票として、平出候補の有効投票と認められる。

③　別記２－４及び別記２－５の投票について

これらの投票は、それぞれ、「日高陽子」及び「日高陽子」と明確に判読でき、日高候補の氏名と４文字中、３文字まで一致している。しかしながら、名の「陽子」は平出候補の名と一致しており、日高候補の名である「令子」と平出候補の名である「陽子」は表示上あるいは音感上の類似性が乏しく、また、その記載が明瞭であることから、日高候補の名を誤記したものと認めるよりも、日高候補の氏と平出候補の名を混記したものとして、無効投票と解するのが相当である。

④　別記２－６の投票について

この投票は、「日高秀子」と明確に判読でき、日高候補の氏名と４文字中、３文字まで一致している。しかしながら、本件選挙と同時に行われた北海道知事選挙の候補者に伊東秀子がおり、その名と一致している。日高候補の名である「令子」と伊東秀子の名である「秀子」は表示上あるいは音感上の類似性が乏しく、また、その記載が明瞭であることから、日高候補の名を誤記したものと認めるよりも、日高候補の氏と伊東秀子の名を混記したものとして、無効投票と解するのが相当である。

⑶　別記３の投票について

①　別記３－１から別記３－15の投票について

これらの投票については、いずれも選挙会の判断と当委員会の判断に相違はなかった。

②　別記３－16の投票について

この投票は、漢字４文字若しくは５文字と認められるが、「山」及び「正」と判読できる以外は、その他の文字が不明瞭である。本件選挙の候補者のうち、氏に「山」の文字を有する候補者は畠山候補以外に横山候補が、名に「正」の文字を有する候補者は松尾候補がおり、また、本件選挙と選挙区の隣接する渡島支庁所管区域の候補者として川村正がいることを参酌すると、選挙人が畠山候補への投票を志向しているとは容易に認められず、選挙人の投票意思が確認しがたいため、この投票を無効投票と解するのが相当である。

③　別記３－17の投票について

この投票は、「はたけやまよしお」と明確に判読できる。本件選挙と同時に行われた北海道知事選挙の候補者には鉢呂吉雄がおり、当該投票は畠山候補の氏と鉢呂吉雄の名とから成り立っている。畠山候補の名である「ひろし」と鉢呂吉雄の名である「よしお」は、表示上あるいは音感上の類似性がなく、また、その記載が明瞭であることから、畠山候補の氏と鉢呂吉雄の名を混記したものとして、無効投票と解するのが相当である。

④　別記３－18及び別記３－19の投票について

これらの投票は、いずれも候補者の氏名の外、有意の他事を記載したものと認められ、無効投票と解するのが相当である。

⑷　別記４の投票について

①　別記４－１の投票について

この投票は、上部の文字は稚拙かつ不正確であるが、「畠」と書くつもりで誤記し、さらに「山」を脱字したものと認め、下部の文字は「博」と判読できることから、その運筆等記載の全体から判断し、「畠山博」と書こうとしたものであると認められ、畠山候補の有効投票とするのが相当である。

②　別記４－２の投票について

この投票は、その上部の記載は、その形態、筆跡の色の濃さ等その記載の全体から判断すると、選挙人が無意識にあるいは不用意に記載したものと認めるのが相当であり、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人が何人であるかを推知させる有意の他事記載と認めがたい。また、下部の記載は「博」と判読できるため、法第68条の２第１項の規定により、名に「博」の字を有する斉藤候補及び畠山候補とにあん分されるべき有効投票と解するのが相当である。

以上、全ての投票を開披点検したところ、本件選挙の開票事務において、得票数の計算誤り、他の候補者の有効投票の混入などが見受けられたことに鑑み、当委員会は市委員会が、今後一層適正な開票事務の執行に取り組まれることを切に望むものである。

３　当選の効力に影響のある日高候補及び畠山候補の得票数を計算すると、日高候補の得票数は選挙会の結果における得票数13,440票から、２の⑵の②で平出候補の有効投票と判断した１票並びに２の⑵の③及び④で無効投票と判断した３票を減じ、13,436票となる。

一方、畠山候補の得票数は、選挙会決定の13,424票に１の⑴の計算誤りによる１票及び２の⑶の②から④で無効投票と判断した４票を減じ、２の⑴で他の候補者の有効投票に混入していた４票と２の⑷の①で有効投票と判断した１票を加え、さらに２の⑷の②によりあん分した票を加えた13,424.464票となる。

上記の結果、日高候補及び畠山候補の得票数は別記５のとおりとなり、日高候補の得票数が畠山候補の得票数を11.536票上回ることから、本件選挙の当選の結果に異動は生じず、日高候補の当選を無効とする申出人の主張を容認することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成15年８月21日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

別記１（日高候補又は畠山候補以外の候補者の有効投票から摘出した投票）

番号	1	2	3	4
投票の記載内容	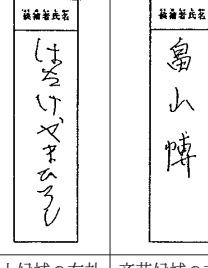	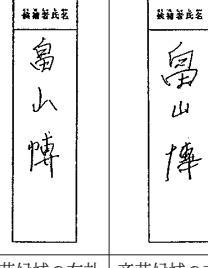	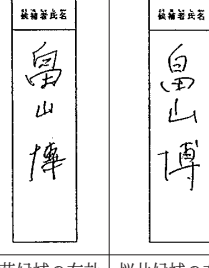	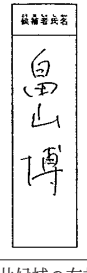
選挙会の決定	横山候補の有効	斉藤候補の有効	斉藤候補の有効	桜井候補の有効
当委員会の決定	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効

別記２（日高候補の有効投票から摘出した投票）

番号	1	2	3	4	5	6
投票の記載内容	候補者氏名 日高令子	候補者氏名 ひだか	候補者氏名 平出	候補者氏名 日高陽子	候補者氏名 日高陽子	候補者氏名 日高秀子
選挙会の決定	日高候補の有効	日高候補の有効	日高候補の有効	日高候補の有効	日高候補の有効	日高候補の有効
当委員会の決定	日高候補の有効	日高候補の有効	平出候補の有効	無　効	無　効	無　効

別記３（畠山候補の有効投票から摘出した投票）

番号	1	2	3	4	5	6
投票の記載内容	候補者氏名 はたやま	候補者氏名 はだけひろし	候補者氏名 はたけやま	候補者氏名 はたはひろし	候補者氏名 はたけや	候補者氏名 畑山弘
選挙会の決定	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効
当委員会の決定	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効

7	8	9	10	11	12
候補者氏名 畠山	候補者氏名 畠山	候補者氏名 畠山博	候補者氏名 畠山博	候補者氏名 畠山博	候補者氏名 博山博
畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効
畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効

13	14	15	16	17	18
候補者氏名	候補者氏名 はたひろし	候補者氏名 はたけやまひろし	候補者氏名 畠山正博	候補者氏名 はたけやまよしあき	候補者氏名 畠山博
畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効
畠山候補の有効	畠山候補の有効	畠山候補の有効	無　効	無　効	無　効

19
候補者氏名 畠山博
畠山候補の有効
無　効

別記４（無効投票から摘出した投票）

番号	1	2
投票の記載内容	候補者氏名 畠山博	候補者氏名 博
選挙会の決定	無　効	無　効
当委員会の決定	畠山候補の有効	斉藤候補及び畠山候補のあん分票

別記５

候補者名			日高令子	畠山博
選挙会で決定した得票数			13,440	13,424
当委員会の決定得	加減される得票	得票数の計算誤り		減　1
		混入票	減　1	加　4
		有効投票から無効投票になったもの	減　3	減　4
		無効投票から有効投票になったもの（あん分票を除く）		加　1
		無効投票から有効		

票数	数	投票になったもの（あん分票）	加　0.464
	加減後の合計得票数	13,436	13,424.464

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第１号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

職務を行う場所

函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎２階　北海道渡島支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年８月26日については、北海道渡島合同庁舎３階301号会議室とする。

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第２号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

１　くじを行う日時　　平成15年９月２日　午後１時30分

２　くじを行う場所　　函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎４階研修室

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第３号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年８月26日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第１号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

職務を行う場所

釧路市浦見２丁目２番54号　北海道釧路支庁３階　北海道釧路支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年８月26日については、釧路市浦見２丁目１番８号　三吉会館２階会議室とする。

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第２号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年８月26日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

１　くじを行う日時　　平成15年９月１日　午後５時30分

２　くじを行う場所　　釧路市浦見２丁目２番54号　北海道釧路支庁３階地域政策部振興課

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第３号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年８月26日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第95号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

１　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽（けん）引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ア)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通、大特又は牽引）を受ける場合
平成15年10月10日（金）

b　技能検定員審査（普自二）を受ける場合
平成15年10月10日（金）及び16日（木）の２日間

(イ)　技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成15年10月15日（水）から17日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ア)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通、大特又は牽引）を受ける場合
平成15年10月１日（水）

b　教習指導員審査（普自二）を受ける場合
平成15年10月１日（水）及び３日（金）の２日間

(イ)　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成15年10月２日（木）

(ウ)　教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成15年10月２日（木）及び３日（金）の２日間

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

(2)　提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月４日（木）から12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所係
電話 011－683－5770（内線 231、232）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等

教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

５　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

６　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道公安委員会告示第96号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

１　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型二種）

イ　技能検定員審査（普通二種）

ウ　教習指導員審査（大型二種）

エ　教習指導員審査（普通二種）

(2)　期日　　平成15年９月29日（月）

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

２　審査を受ける者に必要な資格

(1)　札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

(2)　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3)　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4)　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5)　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

３　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　提示書類

ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月４日（木）から12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5) 申請先　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所係
電話 011－683－5770（内線 231、232）

4　審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5　合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類
ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）
イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2) 期日
ア　技能検定員審査
(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
平成15年９月24日（水）
(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成15年10月15日（水）から17日（金）までの３日間
イ　教習指導員審査
(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
平成15年９月24日（水）
(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成15年10月２日（木）
(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成15年10月２日（木）及び３日（金）の２日間

(3) 時間　午前９時から午後５時まで

(4) 場所　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
ただし、１の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。
札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から８日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課教習所係
電話 0138－46－2007（内線 313）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道函館方面公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型二種）

イ　技能検定員審査（普通二種）

ウ　教習指導員審査（大型二種）

エ　教習指導員審査（普通二種）

(2)　期日　　平成15年９月29日（月）

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

(1)　函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

(2)　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3)　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4)　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5)　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

(2)　提示書類

ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から８日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課教習所係
電話 0138－46－2007（内線 313）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

教習に関する知識	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5　合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。
6　問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道旭川方面公安委員会委員長　吉　田　　裕

1　審査の種類、期日、時間及び場所
(1)　種類
ア　技能検定員審査（大型二種）
イ　技能検定員審査（普通二種）
ウ　教習指導員審査（大型二種）
エ　教習指導員審査（普通二種）
(2)　期日　　平成15年９月29日（月）
(3)　時間　　午前９時から午後５時まで
(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場
2　審査を受ける者に必要な資格
(1)　旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。
(2)　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(3)　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
(4)　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(5)　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
3　審査の申請手続
(1)　提出書類
ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通
イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通
(2)　提示書類
ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）
(3)　審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。
(4)　受付期間
平成15年９月１日（月）から12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。
なお、送付による申請は受け付けない。
(5)　申請先　　旭川市近文町17丁目2699番地の５
北海道警察旭川方面本部運転免許課教習所係
電話 0166－51－2489（内線 313）
4　審査の方法等
(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道旭川方面公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道旭川方面公安委員会委員長　吉　田　　裕

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2) 期日

ア　技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通）を受ける場合
平成15年10月15日（水）

b　技能検定員審査（大特、牽引）を受ける場合
平成15年10月16日（木）

c　技能検定員審査（普自二）を受ける場合
平成15年10月17日（金）

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成15年10月15日（水）から17日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通）を受ける場合
平成15年10月１日（水）

b　教習指導員審査（大特、牽引）を受ける場合
平成15年10月２日（木）

c　教習指導員審査（普自二）を受ける場合
平成15年10月３日（金）

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成15年10月２日（木）

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成15年10月２日（木）及び３日（金）の２日間

(3) 時間　　午前９時から午後５時まで

(4) 場所　　旭川市近文町17丁目2699番地の５
北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場
ただし、１の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実

施する。

札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　旭川市近文町17丁目2699番地の５

北海道警察旭川方面本部運転免許課教習所係

電話 0166－51－2489（内線 313）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道釧路方面公安委員会委員長　新　妻　賢　二

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ア)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

平成15年10月９日（木）

(イ)　技能検定員資格者証の交付を受けていない者

平成15年10月15日（水）から17日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ア)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

平成15年10月２日（木）

(イ)　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成15年10月２日（木）

(ウ)　教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）

平成15年10月２日（木）及び３日（金）の２日間

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　釧路市大楽毛北１丁目15番８号

北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場

ただし、１の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。

札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

(2)　提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から10日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　　釧路市大楽毛北１丁目15番８号

北海道警察釧路方面本部運転免許課教習所係

電話 0154－57－5913（内線 39）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

５　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

６　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道釧路方面公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道釧路方面公安委員会委員長　新　妻　賢　二

１　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型二種）

イ　技能検定員審査（普通二種）

ウ　教習指導員審査（大型二種）

エ　教習指導員審査（普通二種）

(2)　期日　　平成15年９月29日（月）

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

２　審査を受ける者に必要な資格

(1)　釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

(2)　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3)　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4)　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5)　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

３　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　提示書類

ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から10日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時

から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(4) 申請先　釧路市大楽毛北１丁目15番８号
北海道警察釧路方面本部運転免許課教習所係
電話 0154－57－5913（内線 39）

4　審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道北見方面公安委員会委員長　磯　江　良　三

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2) 期日

ア　技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
平成15年10月３日（金）

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成15年10月15日（水）から17日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
平成15年10月３日（金）

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成15年10月２日（木）

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成15年10月２日（木）及び３日（金）の２日間

(3) 時間　午前９時から午後５時まで

(4) 場所　北見市大正141番地の１
北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場
ただし、１の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。

札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成15年９月１日（月）から10日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5)　申請先　北見市大正141番地の１
北海道警察北見方面本部交通課教習所係
電話 0157－36－7700（内線 221）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道北見方面公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年８月26日

北海道北見方面公安委員会委員長　磯　江　良　三

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア　技能検定員審査（大型二種）

イ　技能検定員審査（普通二種）

ウ　教習指導員審査（大型二種）

エ　教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日　　平成15年９月29日（月）

(3) 時間　　午前９時から午後５時まで

(4) 場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　審査を受ける者に必要な資格

(1) 北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3　審査の申請手続

(1) 提出書類

ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

(2) 提示書類

ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年９月１日（月）から10日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、送付による申請は受け付けない。

(5) 申請先　　北見市大正141番地の１
北海道警察北見方面本部交通課教習所係
電話 0157－36－7700（内線 221）

4　審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等

教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

５　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

６　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

正　誤

○平成15年８月１日（第1489号）

北海道告示第1350号（道営土地改良事業の工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
６	左	29
誤	同	14. 8.19
正	同	14.11.29

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社